視点・論点

集団的自衛権

設置された「有識者会議」

天野恵

「行使の容認」の中身をめぐって、対立が存在しているのだ。まは、もでてきた。しかし、スンナリと結論が出されるようではないようだ。実は、開始されている。一三人のメンバーについては、集団的自衛権の行使容認派開始されている。一三人のメンバーについては、集団的自衛権の行使容認派の法的基盤の再構築に関する懇談会」を設置した。すでに懇談会の論議は安倍首相は、集団的自衛権について研究するための私的諮問機関「安全保

針で、この懇談会を組織した。 安倍首相は、集団的自衛権行使に関する四つの個別事例研究を論議する方

これを、実は集団的自衛権ではなく個別的自衛権の行使であると解釈変更の反撃、PKO活動での任務遂行妨害者への武器使用の四類型である。の並走する艦船への攻撃への反撃、一緒に活動している他国軍のへの攻撃へ同盟攻撃の弾道ミサイルのMDミサイルでの撃破、公海上での海上自衛隊

たのだ。政調会長の斉藤鉃夫は、こう主張している。れているはずであった。それは公明党対策のためにも考えられた方針であっ能にする姑息な方法で、アメリカの要求に当面応えようということが目指さきた内閣法制局の解釈には手をつけずに、実質的に集団的自衛権の行使を可することで、集団的自衛権の行使は違憲であるとする歴代の首相が依拠してこれを、実は集団的自衛権ではなく個別的自衛権の行使であると解釈変更

時点で技術的にほとんど不可能なことを議論しても意味がない」。然権の概念で許されるような場合がほとんどだ。ミサイル防衛についても現はいない。首相が示した4類型も集団的自衛権ではなく、個別的自衛権や自「 首相は集団的自衛権の行使を認めるような論議をしなさいとは一切言って

公明党は、自衛権の解釈をネジまげ、今まで集団的自衛権の行使とされては重く受け止めている」(「論考 集団的自衛権」『朝日新聞』六月七日)。「首相が太田代表に『従来の憲法解釈を尊重する』と明言したことを、我々

いるのだ。
いるのだ。
いるのだ。
に要しない方針を強く押しだしており、その方針こそが自公の連立の「基盤」だという姿勢である。安倍は、とりあえずこれに対応しようとした。とは変更しない方針を強く押しだしており、その方針こそが自公の連立の「基いたものを個別的自衛権の行使としてしまうだけでよし、憲法解釈そのものいたものを個別的自衛権の行使としてしまうだけでよし、憲法解釈そのものいたものを個別的自衛権の行使としてしまうだけでよし、憲法解釈そのもの

二人のメンバーの意見を示そう。まず、佐瀬昌盛。

だ。内閣法制局が積み上げ法理が簡単に変えられないというのもうそだ」。「『国際法上は権利を持つが憲法上行使できない』という政府解釈は欠陥品

五月一七日)。おか言ってもみんな困るだけだ」(「論考 集団的自衛権」『朝日新聞』おかしい』とか言ってもみんな困るだけだ」(「論考 集団的自衛権の定義がといった4類型を官邸から議論の土俵として示され、『集団的自衛権の定義が「正直言って懇談会には出たくなかった。並走する米艦艇が攻撃された場合

次は坂本一哉

的自衛権」『朝日新聞』五月二六日)。 いという解釈は国際的に通用しない。 政府の解釈は美しくない」(「論考 集団「そもそも集団的自衛権を国際法上は持っているけど、憲法上は行使できな

るのだ。の否定)に今こそ踏み込むべしという論理が、このように強烈に語られていの否定)に今こそ踏み込むべしという論理が、このように強烈に語られてい集団的自衛権の行使は合憲であるという解釈への変更(内閣法制局の解釈

ていかなければならないのだ。 憲法の破壊の解釈改憲である点を見すえ、安倍政権の 破憲 作動と対決し私たちは自衛権の解釈変更であれ、憲法解釈の変更であれ、どちらも平和

(あまの・やすかず/反安保実)